

《 入 札 条 件 》

【長期継続契約】【一般競争入札】

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 入札保証金 | 免 除 |
| (2) 入札違約金 | 落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を入札違約金として納入のこと。 |
| (3) 契約保証金 | 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とし、その種類は、福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めたものを落札者が契約を締結する前に納入すること。ただし、規則の免除規定に該当するときは、この限りではない。 |
| (4) 代理入札 | 指名本人又は届出済の代理人以外の者が代理人として入札する場合には、必ず代理権限を証する委任状を持参すること。 |
| (5) 入札書の提出方法について | <p>①指定した入札日時・場所に持参すること。</p> <p>②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③入札回数は、初度を含めて 3 回までとする。</p> <p>④入札金額は、履行期間の総額を記載すること。</p> |
| (6) 落札者の決定方法 | <p>①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（最低制限価格の設定）により決定する。
最低制限価格の設定基準は、予定価格の 100 分の 80 を下らないこととする。</p> <p>②入札価格が最低制限価格未満の入札者は、落札者となれない。また、再度入札に参加することはできない。</p> <p>③開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。</p> |
| (7) 契約締結について | 落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結するものとする。 |
| (8) 特記事項

公正な入札の確保等 | <p>公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p> <p>①入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>②入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>③入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> |
| (9) その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・再度の入札が 1 者の場合は、無効とする。 ・この入札による契約は、2025 年度（令和 7 年度）歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。また、2026 年度（令和 8 年度）以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、福山市はこの契約を解除することができるものとする。 ・落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に支払計画である年度毎の経費内訳明細書等を提出すること。なお、各年度の支払額は、本市の各年度の予算範囲を超えないものとする。 ・その他必要事項は仕様書において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。 |